

事業承継連携ローン「つなぐチカラ」

平成30年12月1日現在

ご利用いただける方	<p>(1) 当組合の営業区域内において事業承継を受ける、または今後概ね5年以内に事業承継を予定している法人等、法人役員等、個人事業者の方。</p> <p>(2) 中小企業における経営承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)第12条第1項の規定に基づき認定を受けた中小企業者(同項第1号イに該当する方(注)に限る)の代表者の方。(注:産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の経営承継円滑化法第12条第1項第1号に該当する方を含みます)</p> <p>(3) 事業承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換等)または新たな取組みを図る方。(第二創業後または新たな取組み後、概ね5年以内の方を含みます)</p> <p>(4) 上記(1)(2)(3)に該当し、当組合と日本政策金融公庫の協調融資が可能である方。</p> <p>(5) 当組合の組合員または新規契約の方。</p>
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,000万円以内 尚、本商品は当組合と日本政策金融公庫が限度額2,000万円で連携する融資となります。
融資期間	運転資金 7年以内 設備資金20年以内
融資利率	当組合所定利率 (※1) 当組合新長期プライムレートを基準とした随時変動型金利となります。 (※2) 当組合の提携中小企業診断士による「経営相談」、公的機関等の専門家派遣等により創業計画の支援を受けた場合、金利優遇されます。
融資形態	証書貸付
返済方法	元金均等もしくは元利均等返済となります。 尚、2年以内の元金据置が可能です。
担保	原則不要です。 但し、お申込み内容により必要となる場合があります。
連帯保証人	第三者保証人は原則として不要です。 ・法人の場合:代表者1名 ・個人事業者:原則として法定相続人もしくは事業承継者等1名 ※「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会)に則り、誠実に対応するよう努めます。
その他	<p>・お申込に際しては、当組合および日本政策金融公庫の審査がございます。結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・日本政策金融公庫の融資条件(金額・期間・担保・利率等)は、同公庫の融資条件の範囲内にて決定されます。</p> <p>・現在のご融資利率、ご返済の試算、手数料等につきましては、当組合の各営業店までお問合せください。</p>